

令和5年6月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

5月8日、新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染症法上の2類相当から5類に移行しました。3年余り続いた様々な制約や制限は解除されましたがウイルスの感染力などの特性は基本的には変わっておりません。本市におきましては、迅速に対応できる庁内体制を維持し、感染症対策を継続しています。市民の皆様におかれましても、場面に応じた適切な感染予防対策の実施をお願いします。

社会は、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」への転換が始まっています。人の往来や物の流れがコロナ禍前の日常に戻り始め、これまで大きな影響を受けてきた飲食業や宿泊業、旅行業などでは、需要の回復への期待が高まっています。その一方で、人手不足や物価高騰が、地域経済や市民生活に暗い影を落としており、この閉塞感からの脱却を加速させることが重要と考えています。このため、物価高騰対策などの施策に迅速に取り組むとともに、5類移行を節目とし、「明るい未来プラン」を、本年秋を目途に前倒して改訂し、アフターコロナを見据えた様々な取り組みを一層強力に推進してまいります。

また、国においては、こども・子育て政策の強化に向けた議論が進んでいます。本市においては、本年4月に「こども家庭局」を新設し、子育て支援の体制を強化するとともに、年度の途中で生じる保育園の待機児童の解消に向けた取り組みの強化や、子育て世帯の経済的負担の軽減策を検討するなど、関連施策の充実に向けて取り組んでいるところです。

引き続き、「人を大切にすまち、鳥取市」を合言葉に、全ての世代が本市の明るい未来を実感し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでまいります。

2. まちなかの未来づくり

「第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画」の初年度となる令和5年度は、中心市街地の再生元年として、これまで以上に賑わいの創出に向け、さまざまな施策に取り組むこととしています。特に鳥取駅の高架から45年が経過した駅周辺エリアについては、平成23年から「鳥取駅周辺再生基本構想」を策定し、イベント開催の実証事業などを行ってきたところですが、商業活力の減少、公共交通利用者の減、新型コロナウイルスの蔓延による外出控えなどにより賑わいは戻っていません。アフターコロナのステージに入り、市民生活も落ち着きを取り戻しつつある今こそ、本格的に再生に向けた取り組みを進め、街に元気を、市民に明るい未来を感じていただくことが必要であると考えています。

そこで、中心市街地再生本部の中に、関係する部長による「鳥取駅周辺活性化特別部会」を設け、課題整理や現状分析を行い、再生に向けた具体的な将来像となるビジョンをまとめることとしました。そしてそのビジョンを基に、本年8月に立ち上げる予定の専門性の高い官民連携検討組織で議論を本格化させ、本年度中に「鳥取駅周辺再生基本計画」を策定したいと考えています。

言うまでもなく、鳥取駅周辺は本市の中心となる拠点であるとともに、麒麟のまち圏域の交通、交流の拠点でもあります。また、観光客をはじめ多くの来訪者のスタート地点となる拠点でもあります。中心市街地の活性化を進めていくためにも駅周辺の活性化は必要な取り組みであると考えています。これから国や県、交通事業者、経済界とも連携し、市民や来訪者に喜んでいただける駅周辺を作り上げてまいります。

3. 買物環境の確保

本年9月末をもってトスク全店舗が閉店することにより、本市の買物環境への影響が懸念されます。

本市としましては、地域の皆様が買い物にお困りにならない状況をつくることが何よりも重要であると考えており、トスクの閉店や移動販売の終了によって生じる、買い物が困難な中山間地域をカバーする移動販売事業者に対し、現在行っている支援を拡充してまいります。

また、買物環境の確保・継続には、それらを支える物流面の合理化も

一つの課題であり、新たな共同配送による物流体制の再構築によりコスト削減に繋げ、継続的な買物環境が確保できるよう支援していくなど、今後も、買い物が困難な地域における買物環境の改善を図るため、県と連携しながら、地域の皆様が住み慣れた地域で生活を続けられる環境づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

4. 切れ目ない物価高騰対策

エネルギーや食料品などの価格上昇が続いており、市民生活や事業活動への影響が長期化しています。

緊急対策として4月臨時補正予算で計上した、低所得の子育て世帯への特別給付金と、住民税非課税世帯への給付金は5月末から支給を開始しているところであり、このたびは、食材高騰の影響を受けている私立保育園や、ふれあい型食事サービスを行う地区社会福祉協議会への支援を行うとともに、食事に困難を抱える生活困窮世帯への食材提供、生活保護受給世帯などへの光熱費の助成など、切れ目ない対策を講じることで、引き続き、市民生活をしっかりと支えてまいります。

また、将来も見据えた未来への投資として、地域ブランド「鳥取和牛・鳥取地どり」の認知度向上や販路拡大に取り組み、消費拡大と経営の安定化を図るとともに、中小事業者の再エネ・省エネ機器の導入費用への支援について、これまでの製造業から全業種へと対象を拡大し、取り組みを強化します。さらには、人の動きが活発化し、国内旅行やインバウ

ンドの増加が見込まれるなか、鳥取砂丘をはじめとする観光資源、日本遺産、麒麟獅子などの効果的な発信や、市内各所をイラストで表現し、キャラクター「すご！ウサギ」をコラボさせた、プロモーション動画の公開などを進めることで、本市への関心や知名度の向上を図るとともに、来訪を促し、地域の活性化に繋げてまいります。

5. ゼロカーボンシティの実現

4月28日、2030年度までに電力使用に伴うカーボンニュートラルを実現する環境省の第3回脱炭素先行地域に、本市が選定されました。

令和10年度までの6年間で、郊外のニュータウンである若葉台地域と、過疎化が進む佐治町の2つのエリアをモデルとし、地域エネルギー会社のとっとり市民電力ほか産学金官連携のもと多様な地域共生型再生可能エネルギー設備を最大限導入して、エネルギーの地産地消を促進することで地域脱炭素を実現するとともに、地域課題となっている交通ネットワークの再構築や災害耐性の向上、林業・農業の振興につなげ、中山間地域の再生・持続モデルを構築し、他地域への横展開を図ることとしています。

中山間地域を多く抱える本市にとって、過疎化の進行を食い止め、安全・安心に暮らし続けられるまちを目指す地域脱炭素の取り組みは、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現はもとより、強靱で活力ある次の時代の中山間地域の自立モデルになると期待しており、市民の皆様のご

理解やご参画をいただきながら強力に推進してまいります。

6. 打って出る観光戦略

今年のゴールデンウィークは、コロナ対策が緩和され、好天にも恵まれたことから、鳥取砂丘は国内外からの多くの観光客で賑わいました。ゴールデンウィーク9日間の入込客数は約17万人で前年より3万人増となり、コロナ前の水準まで回復する結果となりました。

また、砂丘西側では、本市が所有する旧サイクリングターミナルと旧柳茶屋キャンプ場、そして県が所有するこどもの国キャンプ場の3施設を一体的に活用し、民間サービスによる運営を行うための公募型プロポーザルにおいて、「鳥取砂丘滞在のハブとなる自然体験型宿泊施設」をコンセプトとし提案されたグループ「ヤマタ鳥取砂丘ステーション」を優先交渉権者に決定し、来年4月の開業に向けて、引き続き、関係者と連携しながら、環境整備などを進めていくこととしています。

さらには、麒麟のまち圏域のファンづくりと観光消費額の拡大を図るため、地域連携DMO「麒麟のまち観光局」と連携した宿泊データ分析システムや、観光客の顧客情報を取得する観光CRM（顧客管理）システムの開発・導入に取り組み、観光客の属性や消費動向を把握し、確かなデータとマーケティングに基づいた戦略的な情報発信、販売促進などのプロモーションを展開することで反転攻勢を仕掛けてまいります。

7. 新たな地域交通モデルの構築

公共交通利用者の減少が続く一方で、高齢者や若者、子育て世代を中心に、自宅からスーパー、病院、教育機関などへの近距離移動に対する需要は高まっています。こうしたニーズに的確に対応していくためには、デジタル技術を活用し効率性・利便性を高めながら、様々な交通手段や受益者を組み合わせて共に創る「共創」による新しい交通が必要となっています。

このため、本市では、交通、商業、医療、金融などの事業者で構成する、「(仮称) とっとり共創型交通協議会」を発足させ、A I 定額制乗合交通や、電子チケットによるノルデ運動、路線バスと鉄道の共通パスの発行など、本格導入を見据えた実証事業を実施します。

また、本年3月に累計利用者数が600万人を突破した100円循環バスくる梨は、「ICOCA」の導入により便利になったと好評をいただいています。観光需要の拡大を見据えてさらに利便性を高めるため、くる梨の位置データと駐車場の空き情報を連携させ、鳥取城跡観光など中心市街地をより円滑に移動できる環境を整えます。これらの取り組みを通して、自家用車に過度に頼らなくても、誰でも快適に移動できる環境づくりを進めてまいります。

8. 教育環境の充実

学校には、児童生徒が多様な考えに触れ、一人ひとりの資質や能力を

伸ばしていくため、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと
考えており、少子化により学校の小規模化が進行するなかにあっても、
教育環境を充実させる必要があります。

このような中、気高地域の小学校については、気高地域学校統合準備
委員会からの報告書の内容を基にした気高地域学校統合に関する関係
者会議での議論の結果を踏まえ、教育委員会において宝木・瑞穂・浜村
及び逢坂の4校を1つの小学校として新設統合することと、新設統合小
学校の候補地を、JR浜村駅南側とする基本方針が定められました。速
やかに測量・地質調査や予備設計などの事前調査を実施し、整備を推進
してまいります。

また、児童・生徒の生命・健康を守る学校施設において、感染症予防
対策をはじめ、夏場の熱中症予防対策など、既に整備を終えている普通
教室に続き、特別教室においても5年を目途に計画的に空調整備を進め、
機能面や環境面に配慮した教育環境の充実を図ってまいります。

9. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し
上げます。

議案第65号及び議案第66号は、一般会計及び特別会計の補正予算
でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上
しております。

議案第 67 号は、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入による規定を整備するほか、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 68 号は、新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行等に伴い、感染症防疫等手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等に対する業務を追加するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 69 号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付について規定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 70 号は、神谷清掃工場の廃止に伴い、同工場で徴収していた一般廃棄物処理手数料に関する規定を削除するほか、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 71 号は、鳥取市農林水産業振興事業分担金の額の上限を定めるとともに、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 72 号は、鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 73 号は、今議会に提案している辺地対策事業債の活用事業などを、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第74号は、今議会に提案している過疎対策事業債の活用事業などを、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第75号は、消防ポンプ自動車の購入について、必要な議決を求めるものです。

議案第76号及び議案第77号は、文化芸術活動及び演劇活動を通しての社会貢献事業に活用させるため、旧鹿野幼稚園及び鹿野地区コミュニティ施設を特定非営利活動法人鳥の劇場へ無償譲渡するとともに、敷地を無償貸付するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第78号は、鳥取地震記念碑建立用地とするため、旧本庁舎跡地の一部を鳥取地震犠牲者の慰霊碑（記念碑）建立をめざす会へ無償貸付するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第79号は、鳥取砂丘の観光振興及び活性化に資する事業に活用させるため、旧鳥取市サイクリングターミナル及び旧柳茶屋キャンプ場を株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーションへ無償貸付するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第80号から議案第83号までは、鳥取市と岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託を廃止するための協議について、必要な議決を求めるものです。

議案第84号は、鳥取市民体育館再整備事業契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第 85 号は、鳥取市ケーブルテレビ光化による耐災害性強化工事（国府町西部・河原町）請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第 86 号は、市道の路線の廃止を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 87 号は、令和 4 年度の一般会計予算について特別交付税の決定などを受けた、財政調整基金などへの積み増し、電気事業費特別会計について事業費の確定などに伴い、令和 5 年 3 月 31 日に補正予算を専決処分しましたので、報告し承認を得ようとするものです。

報告第 5 号及び報告第 6 号は、令和 4 年度一般会計予算のうち、それぞれ令和 5 年度への繰越明許費、事故繰越しに係る繰越額について、報告第 7 号及び報告第 8 号は、水道事業会計及び下水道等事業会計の繰越額について、それぞれ確定しましたので報告するものです。

報告第 9 号は、令和 5 年 3 月 31 日、相手方車両が鹿野町総合支所駐車場内を走行したところ、グレーチングを跳ね上げ、車体下部を破損した事故の損害賠償の額及び和解について、令和 5 年 5 月 1 日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第 10 号は、令和 3 年 3 月 21 日、公用車が市道箭溪山湯山線を走行中、運転操作を誤り、相手方の果樹園に転落し、防護柵等を破損させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和 5 年 5 月 11 日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第11号は、令和5年1月28日、用瀬町別府地内で別府財産区所有の土地の立木が大雪で折れて落下し、隣接地に駐車していた相手方車両のフロントガラスを破損させた事故の損害賠償の額及び和解について、令和5年5月23日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。